

【自由民主党提出資料】

「大阪における大都市制度の制度設計
(パッケージ案)」に関する自民党の見解

大阪府・大阪市特別区設置協議会

自由民主党大阪府議会議員団

自由民主党大阪市会議員団

(平成25年11月15日)

【事務分担】

民営化などの改革との関係について

改革議論中の事務は、改革のゆくえによって、いろいろなケースを想定した検討が必要。

地下鉄・バスの民営化、水道事業の民営化、ごみ処理事務の一部事務組合設立や民間委託化など改革の議論が行われている事務は、制度設計の前提がはっきりと定まっておらず、未確定な部分が多い。

水道事業などまだ案が示されていない事務は、早急に事務分担案を作成のうえ、パッケージ案全体も修正すべき。

特別区設置後の事務事業の担保について

大阪市が存続すれば計画的に進められる事務事業が、各特別区の財政状況によって遅れたり、区長の判断でストップしたりすることが懸念。事務事業が計画的に継続して実施される保証はない。平成27年4月以降は、特別区長の専権事項になるのではないのか。

都市計画道路天王寺大和川線は、平成26年度に基本設計、27年度に住民との意見交換、28年度に詳細設計、29年度に工事着手の予定。

西成特区構想の主な施策に係る平成29年度までの具体的なスケジュールが示される予定。

平成27年度以降も、大阪市が存続すれば、計画に沿って、責任をもって継続的に進めることができるが、特別区になれば、特別区長の判断を拘束できない。

住民サービスの比較について

「現行制度のもとで府と市の改革を進めた場合」と「特別区を設置した場合」とで、住民サービスがどう変わるかという比較が必要。住民投票の際には当然必要だが、法定協議会でも議論しておく必要がある。比較手法を考えて、知事・市長案を示すべき。

【財産・債務、財政調整】

財政調整基金について

偶発債務や補てん財源の状況を勘案すると、財政調整基金に余裕があると思えない。精査した試算を示すべき。

財政調整基金の役割は、新たな広域自治体が管理する偶発債務の引当財源と、特別区の財政運営をサポートする貸付とされている。

（大阪市の財政調整基金）

・平成25年度末見込みで1,138億円。

（偶発債務）

・オーク200で697億円、ATCで247億円、クリスタ長堀で88億円、MDC（湊町開発センター）で51億円。合計1,065億円。

（補てん財源）

・300～400億円の補てん財源で予算が成り立っている大阪市の現状。

財政シミュレーションについて

財政調整基金の問題に加え、職員体制に係る効果額などは、新たな大都市制度に移行しても、すぐには現れない問題も明らかになってきた。こうしたことも踏まえたシミュレーションが必要。

職員体制に係る効果は、すぐには発現せず、最大になるのに15～20年かかることが明らかになった。

第2ステージの議論において、4つの区割案それぞれについて、広域自治体と特別区の双方に係る、毎年度のコスト・効果額も明らかにした財政シミュレーションが不可欠。

臨時財政対策債について

都区財政調整制度は、地方交付税に頼らず自治体運営が可能な東京を前提にしたもの。地方交付税に頼っている大阪において、法改正までして地方交付税を調整財源とし、臨時財政対策債の発行主体の課題など物事を複雑にしてまで特別区に移行させる必要はない。

臨時財政対策債の発行の主体について、広域自治体が一括で発行するのか、特別区でも発行するのか、また、特別区でも発行する場合はどのように各特別区に按分するのかなどの課題がある。

【コストと効果額】

成長の財源について

知事・市長が公言されていた4千億円の効果は出ない。

広域自治体で使える財源、大阪の成長に必要な投資に回せる財源は生まれてこない。

府民・市民は、都構想によって新たな財源が生まれ、大阪の成長に向けた投資が可能になると理解しているが、知事・市長が公言されていたような4千億円の効果が期待できるものではないことが、パッケージ案で明らかになった。

パッケージ案で示された効果は、ほぼ全てが大阪市から出て来る効果（府35億、市670億）であり、広域自治体で使える財源、大阪の成長に必要な投資に回せる財源は生まれてこない。

制度見直しによる純粋な効果と区長マネジメントへの依存について

都構想による効果額は、大阪市を解体しなくても実現できる効果も、特別区長のマネジメントに依存する効果も除いて、純粋に大都市制度を見直すことで必ず発現する効果額とすべき。

特別区長のマネジメントに依存する統合効果は、確約されない反面、大きなコストは必ず必要。統合目的も果たせず、住民サービスも向上しないのではないか。

精神保健福祉センター以外のA B項目の改革は、全て今の制度で可能な改革であることが明らかになった。

府市統合本部の改革のように大阪市を解体しなくても実現できる効果や、府と市がそれぞれで取り組んでいる改革による効果まで、都構想の効果額に入れているのは問題。

人件費削減や行革努力による収支不足の解消は、新たな大都市制度においては、各特別区長のマネジメントに依存することになる。

(区長マネジメントへの依存)

- ・パッケージ案における人件費削減効果額：30～270億円
- ・大阪市の毎年度の収支不足額(補てん財源)：300～400億円 合計：330～670億円

特別区の予算編成権をもつ区長がこうした改革を実施しない場合は、効果額は発現しない。

これらの取組は大阪市を解体しなくても実現可能であり、大阪市が存続した方が確実に実行できるのではないか。

コスト・効果の精査と年次推移について

府民・市民に対する説明責任を果たすため、また、法定協議会で常に最新のデータで議論するため、コスト・効果について、年次推移も含む、精度の高いデータを示すべき。

財政シミュレーションの提示にあわせ、コスト・効果について精査した数字を示すべき。

府市の議会質疑で次のことが明らかになった。

- ・職員体制に係る効果は、すぐには発現せず、最大になるのに15～20年かかること
- ・廃棄物の焼却処理に係る効果額は、民間委託の導入が完了する平成55年度にようやく、パッケージ案掲載の30億円になること
- ・地下鉄に係る効果額は、275億円ではなく、市会の答弁で181億円とされ、更に精査すれば縮減の可能性があること

知事は、新たな咲洲庁舎への部局移転はしない方針のはず。咲洲庁舎の使用を前提とせず、民間ビルの活用で計算したイニシャルコスト9億円、ランニングコスト7億円をコストに上乗せすべき。

コストは27年度の大都市制度の変更後のみの数字なのに、効果額は24年度以降の数字としているアンバランスも問題。試算の発射台は27年度とすべき。

【その他】

区割案について

法定協議会で4つの区割案を比較議論する前に、市長は5区案がいいと発言している。法定協議会を軽視した発言ではないか。

都区協議会について

委員構成、特別区の意見尊重の仕組み、協議がまとまらない場合の合意形成の仕組みなどについて、具体的な知事・市長案を示すべき。

工程表について

知事は、行政の責任者として、平成27年4月は十分可能なスケジュールだと発言された。この発言の根拠となる工程表を示すべき。

制度設計の前提となる改革の方向性が定まっていない事務事業もある。
財務リスク、財政調整、都区協議会などについて詳細が十分検討されていない部分も多く残されている。
このように、パッケージ案には、未確定の要素が多く含まれている。
住民投票後、システムや庁舎の整備、事務手続きなどの準備を行うことが必要。
これらのことを考えれば、平成26年秋頃に住民投票を実施できるのか。また、そこから半年余りの期間で準備を完了し、本当に平成27年4月の特別区設置が可能かどうか疑問。

総務省との協議状況について

総務省との協議内容については、協議の都度、速やかに法定協議会に提示すべき。